

作成担当所属名	企画部技術管理課技術審査係
作成時期	令和4(2022)年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和9(2027)年度末

事務連絡  
令和5年1月12日

各事務所（管理所・センター）長  
及び局内関係各課長 様

技術開発調整官  
営繕調査官

#### 継続する建設コンサルタント業務等の発注手続き時における資料閲覧について

建設コンサルタント業務等の発注（入札・契約）手続きでは、適切な競争性を確保する上で、業務遂行に必要な成果品等の既存資料を閲覧に供しているところです。

しかし、やむを得ず履行中の前業務の完了前に次年度の継続業務の発注手続きを行うことがあります。この場合、資料閲覧が前々年度の既存の報告書のみとなっており、履行中の前業務の業務内容の資料閲覧がされていないことが見受けられます。

履行中の前業務の業務内容は、当該前業務の受注者しか知り得ない情報もあります。

よって、適切な競争性を確保する上でやむを得ず前業務の完了前に次年度の継続業務の発注手続きを行う場合は、既存の報告書のみでなく、履行中である前業務の業務内容についても資料閲覧を行うこととしましたので、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

また、技術提案のテーマに関係性のある資料についても、資料閲覧の対象として頂きますよう改めてお願いいたします。

#### 記

##### 1. 適用対象

令和5年1月20日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る業務

（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務）

##### 2. 資料閲覧の提供方法

資料閲覧の提供については、令和2年11月20日付「資料閲覧の電子的提供について

(試行)の一部変更について」の事務連絡を適用します。(別紙のとおり)

### 3. 資料閲覧の対象

- ①継続業務に関連する業務の報告書等。
- ②やむを得ず前業務の完了前に次年度の継続業務の発注手続きを行う場合は、履行中の業務内容に関する資料(途中の成果や打ち合わせ資料等の抜粋を活用した資料を想定)。
- ③技術提案のテーマに関係性のある資料
- ④なお、情報の流出対策としては、現行の業務の資料においても参加者への既存資料閲覧申込及び誓約書により、提供された全ての情報は、改変や二次提供等を禁止とすること、及び技術提案書の提出期限後に速やかに廃棄することを閲覧申込書に記載する運用を既に扱っています。

問合せ先：企画部 技術管理課 課長補佐（内線 3313）、技術審査係（内線 3346）